

別紙 (一)

一 相手方（証人）
[redacted]

1 昭和五五年一月一八日の期日

(一) いわゆるスモン訴訟における（以下、同じ）原審被告日本チバガイギー株式会社（以下、被告という。）と弁護士 [redacted] ・ [redacted] ・ [redacted] との間の訴訟委任契約の時間制報酬額

(二) 原審被告と相手方（証人） [redacted] との間の訴訟委任契約の成功報酬額、その決め方及び支払時期

2 昭和五五年七月七日の期日

原告被告と弁護士 ■・■・同 ■・同 ■及び相手方（証人） ■との間の
訴訟委任契約の契約書における成功報酬の取決め

3 昭和五六年三月三〇日の期日

(一) 原告被告と相手方（証人） ■との間の訴訟委任契約の時間制報酬額

(二) 原告被告の抗告人（原告） ■及び同 ■に対する時間制報酬額

(三) 相手方（証人） ■及び弁護士 ■・■・■が原告被告から受領した成功報酬額

二 相手方（証人） ■

昭和五七年四月一二日の期日

原告被告と相手方（証人） ■との間の訴訟委任契約の時間制報酬額

三 相手方（証人） ■

昭和五七年七月五日の期日

(一) 原告被告と相手方（証人） ■との間の訴訟委任契約の契約書における着手金、時間制報酬及び成功報酬

酬の金額ないし料率

(二) 相手方（証人） ■が原告被告から着手金を受領したか否か

(三) 原告被告の弁護士 ■に対する弁護士報酬の種類と金額が、相手方（証人） ■に対するそれと同一か

(四) 抗告人（原告） ■のした仕事に対して原告被告が相手方（証人） ■に支払った時間当りの報酬

額及びその値上げの有無

(五) 原審被告の第一回目成功報酬の支払時期

(六) 第一回の東京和解の成功報酬の支払の有無、金額及び回数

抗告代理人 〇〇〇の即時抗告理由

一、1、本件訴訟の争点は、弁護士である原告らと被告との間においてスモン訴訟の処理に関し直接の訴訟委任契約関係が成立したか、また成立したとした場合、報酬の定めがなされたかの点にある。この点を立証するために、原告らは先に被告の商業帳簿の提出命令及び被告と本件証人らとの間の契約書の提出命令を申立て、前者については昭和五四年二月二三日、後者については、昭和五五年十一月一〇日それぞれ文書提出命令が被告に対し決定されたが、今日に至るまで、被告は全くこれに応じていない。そこでやむなく原告らは人証でこれを行わざるを得なくなり、本件証人らに右立証の為本件各尋問を為したところ、証人らが証言拒絶を為したものである。

2、即ち、原告らの本件請求の立証の為には本件証言拒絶にかかる尋問に対する証言が必要不可欠なのであり、この本件請求の核心に該る事項について、証人らが証言拒絶を為したものであることを、まず強調する。

二、1、次に、本件証言拒絶の対象たる事項を分類すると、大きく分けて、次のとおりとなる。

(一)、原告ら自身の仕事に対する時間制報酬

(二)、成功報酬

(三)、証人ら各自の時間制報酬

(四)、証人ら及び原告ら以外の弁護士報酬

2、右(一)及び(二)は、本件要件事実であり、右(三)については、証人ら各自が自らの仕事に対して既に十二分のもれを受領しており、従つて、被告が証人らに原告らの報酬をピンハネを許す内容の契約を証人らとの間で締結したとは考えられず、従つて、原告らと被告との間に直接の訴訟委任契約が成立したことを示す重要な間接事実であり、右(四)については、原告らと同じく被告と契約書を交していない弁護士の場合の報酬内容及び日本の弁護士資格を持たない者についてすら成功報酬が支払われていた事実を立証するためのものであり、これも言うまでもなく、本件における重要な間接事実であると考えられる。

いずれにしても、右各事実が裁判所が必要と認めてなした文書提出命令の対象となつてゐる文書によつて立証が予想される事実である。

三、

1、原決定の理由二、2、において、「職務上知りたる事実」とは、①受託者が委託者からの委託に伴つて知り得た事実、②ある事務を委託する契約の内容自体に関する事実の二つに分け、後者については、それが委託者の秘密となる限り前者とその保護において区別すべき理由は見出し難いと述べて、後者を「職務上知りたる事実」の中に含ませている。しかしながら、同条項の証言拒絶権は、裁判所の実体的真実発見を制約してまでも、弁護士その他一定の職にある者に認められているのである。従つて、同号は厳密に解釈すべきものであるはいうまでもない。しかるに、原決定は前記の通り、①の事実のみならず、②の事実に至りては安易に拡張しているが、これは本号の立法趣旨から考えて不当である。即ち、本号の「職務上知

りたる事実」とは、前記①の事実に限定されるべきであり、委託契約自体がこれに含まれないのは当然といふべきである。いわんや、各証人が証言拒絶した事項であるところの報酬金額等については、これが「職務上知りたる事実」でないことは、自明の理である。

2、原決定の理由二、3、において、「黙秘すべきもの」の定義をした上で、本件各証言拒絶にかかる事項が、右の定義に該当するものと判断しているが、右判断は次の理由により失当である。即ち、右定義の正否はともかくとして、報酬内容の開示が、いわゆるスモン訴訟の被告である本訴被告の立場に不利な影響が及ぶおそれが認められると判示しているが、そもそも右報酬内容は、いわゆるスモン訴訟の帰趨とは無関係である（弁護士が報酬をいくらもらつても、それが裁判に影響があるはずがない）。

しかるに、原決定は、何の理由も示すことなく、全く無前提に、被告に不利な影響があると判示している。しかも、その証拠は何も示されていない。弁護士が依頼者から報酬をいくら支払われているかということは、裁判の公正を犠牲にしてまで、秘密にすべき事項でもないし、それが公表されたとしても、いわゆるスモン訴訟の消長には何の影響もないはずである。

四、また、原決定は、証人らの証言拒絶事項について、本訴被告が特に秘匿することを欲していると断じているが、そのような証拠はなく、これは原審の独断といわざるを得ない。ちなみに、被告代表者[]は昭和五四年五月一四日付の本人調書第五丁において、「その報酬の約束の内容を述べて下さい」という問に対し、「それは弁護士に相談するまでは致したくありません。なぜかと申しますと、それは、私の会社と弁護士との間の私的な契約だからでございます」と述べている。このことは、弁護士が承諾すれば証言すると

いうことであり、被告自身が秘匿することを欲しているものではない。更に続けて、被告代表者は、「裁判所の命令であれば報酬金額について、供述します」という趣旨のことを述べ、通訳人である[]氏もそのとおり翻訳したのであるが、如何なる理由かは不明であるが調書には記載されていない（必要とあらば、[]氏を証人として出廷させる用意があるし、裁判所におかれては録音テープを精査されたい）。

右のとおり、被告会社は、弁護士に支払った報酬金額について、それを秘匿したいとは考えていないのである。のみならず、一般人の立場から考えても、弁護士に報酬をいくら支払ったかについて秘匿しなければならない理由は全く考えられない。

そもそも本号所定の職業についている者のみに、その者がある事項について委託を受けた場合の報酬金額について、証言拒絶権を認める合理的理由は存在しないというべきである。

五、更に、原告らは、昭和五五年七月七日付の証人[]の証言拒絶理由説明書に対し次の通り反論する。

1、右書面のイ記載の主張が不当なことは、既に述べたとおりである。即ち、

(一)、民事訴訟法第二八一条第一項第二号所定の「職務上知り得たる事実」とは、あくまで受託者が委託者からの委託に伴つて知りえた事実を指すのであつて、その委託契約の内容がこれに含まれないことは、同号の立法趣旨に照らし明らかである。

(二)、被告代表者は、法廷において、報酬内容についての供述を拒絶するにあたり、「弁護士」即ち証人らの承諾を得ていないことを理由として述べたのであるから、証人[]らがそれを理由として証言を拒絶することは、全く理由がないというべきである。

なお、右書面のロ及びニは、訴訟委任契約の内容に過ぎず、従つて、「職務上知りタル事実」には該当しないところの報酬内容が、これに該当するとの前提に基いて主張されており、それ自体失当といふべきであるが、以下に若干の反論をする。

2、右書面のロにおいて、証人■は、「スモン訴訟は現在和解が進行中であるが、製薬企業が負担し、支払うべき和解一時金や恒久治療対策の内容等をめぐつて、被告会社の支払能力が問題とされており、このような微妙な時期に、証人らが被告会社から受け取る報酬の具体的内容を他言すれば、依頼者たる被告会社の利益を害するに至るであろうことは見易いところである。」と述べているが、この主張の正当性にはきわめて大なる疑問がある。すなわち、右和解一時金、恒久治療対策の内容等が具体的にどのようなものであるか、被告会社の支払能力が問題とされているとして（原告らはその真偽を知らない）、具体的にそれがどのように問題とされているのか等については、全く述べられていない。従つて、「このような微妙な時期」といわれても、何故微妙なのか、又どのように微妙なのかについても、全く明確ではない。また、証人が報酬の内容について他言すれば、被告会社の利益を害するというが、被告会社のどのような利益がどのように害されるのであるか、全く説明がない。そもそも、正当な報酬が支払われているのであれば、被告会社の利益は何ら害されない筈である。法外な報酬が支払われているのであれば、それによつて、被告が何らかの不利益を被つたとしても、それをもつて、証言拒絶の理由とすることは、証言拒絶の立法趣旨に照らし、筋違いである。正当であつても法外であつても、被告会社の利益が害されるのであれば、何としてその理由は示されるべきであるし、また「害するに至るであろうことは見易いところ」というの

であれば、その見易い理由が示されるべきである。

要するに、右の証人■の主張は一見もつともらしくみえるとしても、法的主張としては、全く空虚なものといふべきである。

3、右書面のハの記載は、原告らに対する悪意に満ちた中傷以外の何者でもない。この記載は原告らの第一準備書面第一〇丁の記載を改変している。裁判所におかれても、熟読の上、この点を確認されたい。原告らがスモン訴訟の原告らと全く無関係であることは、被告も十二分に承知しているところである。証人■はこのことを充分に承知の上で、裁判所を誤解に導く為にこのような悪質な中傷を行つていたのである。

4、右書面のニは、スモン訴訟原告らのいわゆる抗議活動を根拠とした記載であるが、既に述べた如く、原告らは、スモン訴訟の原告らとは、全く無関係であり、スモン訴訟の原告らのいわゆる抗議活動の責任を、本件原告らに転嫁する理由は全くない。

更に、同証人は、あたかも当然のごとく、「その漏洩ないし公表が被告会社に事実上の不利益（スモン訴訟追行上の不都合）をもたらすことは明らかである」と述べているが、これについても、何らの具体的な理由ないし説明（たとえばどういう事実があるからどのような裁判上または裁判外の不都合があるのか等々）は示されていない。

別紙 (三)

一 1 原審被告と相手方(証人) [REDACTED] との間で、昭和四六年五月ころ作成され、後に訴外 [REDACTED] 等が署名したといわゆるスモン訴訟に関する訴訟委任契約書

2 原審被告と訴外 ■・■・外三名との間で昭和四八年一〇月ころ作成され、後に訴外 ■

■が署名したいわゆるスモン訴訟に関する訴訟委任契約書

二 報酬の請求及び授受を証する一切の文書

三 昭和四九年一二月から現在に至る原審被告の商業帳簿のうち、原審被告からそのスモン弁護団に属する各弁護士に対する報酬の支払の記帳されている一切の帳簿（源泉徴収台帳を含む）